

産業廃棄物処分業許可証

複写禁止

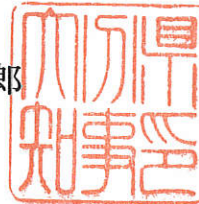
住所 大分県大分市豊海二丁目4番12号

氏名 株式会社ECOSS

代表取締役 山下 明人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和5年9月29日

許可の有効年月日 令和10年9月28日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理(選別、圧縮・梱包) 以下余白

産業廃棄物の種類

選別

廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む)、ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含む)、がれき類

圧縮・梱包

廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む)、紙くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む)

(以上7種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。)

含む: 石綿含有産業廃棄物(選別)

含まない: 石綿含有産業廃棄物(圧縮・梱包)、

水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類

選別施設

設置場所

大分県速見郡日出町大字藤原字前大津4936番583

設置年月日

平成15年9月10日

処理能力

10 t/日(8時間)

産廃の種類

廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む)、ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含む)、がれき類

(2) 施設の種類

圧縮・梱包施設

設置場所

大分県速見郡日出町大字藤原字前大津4936番583

設置年月日

平成20年7月27日

処理能力

96 t/日(8時間)

産廃の種類

廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む)、紙くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年9月29日	産業廃棄物処分業許可
平成15年10月21日	変更届(役員)
平成16年4月28日	変更届(役員)
平成19年4月5日	変更届(名称)
平成19年8月1日	産業廃棄物処分業変更許可(処分方法及び種類の追加)
平成20年6月2日	変更届(施設の設置場所)
平成20年7月31日	変更届(施設の追加)
平成20年9月29日	産業廃棄物処分業更新許可
平成20年11月12日	変更届(代表者)
平成21年2月18日	変更届(株主)
平成22年8月3日	変更届(住所)
平成25年9月29日	産業廃棄物処分業更新許可
平成29年1月19日	変更届(事務所)
平成29年2月16日	変更届(事業場及び施設の一部廃止、施設の保管場所)
平成29年4月28日	変更届(住所)
平成30年9月18日	変更届(移動式破碎施設の保管場所)
平成30年9月29日	産業廃棄物処分業更新許可
平成30年10月19日	変更届(品目の減少、移動式破碎施設の廃止、株主、保管場所)
令和5年8月21日	変更届(破碎施設及び減容化施設の廃止、処分方法及び種類の減少、保管場所)
令和5年9月29日	産業廃棄物処分業更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有